

事業年度	・	・	から	法人名
	・	・	まで	

1. 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る計算

摘要	課税標準額	令和八年度分基準法人事業税額／ 令和九年度分基準法人事業税額		比較法人事業税額	
		税率	税額(イ)	税率	税額(ロ)
所得金額総額 第6号様式①、第6号様式(その2)②又は第6号様式(その3)③	円				
年400万円以下の金額	000				円 00
年400万円を超え年800万円以下の金額	000				00
年800万円を超える金額	000				00
計 ②+③+④	000				00
軽減税率不適用法人の金額 第6号様式⑥、第6号様式(その2)⑦又は第6号様式(その3)⑧	000			円 00	00
付加価値額総額 第6号様式⑨、第6号様式(その2)⑩又は第6号様式(その3)⑪					
付加価値額 第6号様式⑨、第6号様式(その2)⑩又は第6号様式(その3)⑪	000			円 00	
資本金等の額総額 第6号様式⑬、第6号様式(その2)⑭又は第6号様式(その3)⑮					
資本金等の額 第6号様式⑬、第6号様式(その2)⑭又は第6号様式(その3)⑮	000			円 00	
仮計	(⑥+⑧+⑩)又は⑤若しくは⑥	⑪	00		円 00

2. 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る計算

摘要	課税標準額	令和八年度分基準法人事業税額／ 令和九年度分基準法人事業税額		比較法人事業税額	
		税率	税額(イ)	税率	税額(ロ)
所得金額総額 別表5⑫	円				
所得金額	000				円 00
付加価値額総額 第6号様式(その2)⑭又は第6号様式(その3)⑮					
付加価値額 第6号様式(その2)⑭又は第6号様式(その3)⑮	000			円 00	
資本金等の額総額 第6号様式(その2)⑰又は第6号様式(その3)⑱					
資本金等の額 第6号様式(その2)⑰又は第6号様式(その3)⑱	000			円 00	
収入金額総額 第6号様式(その2)⑲又は第6号様式(その3)⑳					
収入金額 第6号様式(その2)⑲又は第6号様式(その3)⑳	000			円 00	円 00
仮計	(⑮+⑰+⑲)又は(⑬+⑲)	⑳	00		00

3. 控除額の計算

差額	(⑪の(イ))-(⑪の(ロ))+(⑳の(イ))-(⑳の(ロ))	㉑	円 00
控除額	(㉑×2/3)又は(㉑×1/3)	㉒	00

第6号様式別表5の7記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第8条第2項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。
- 2 「比較法人事業税額」の「税率」の欄は、それぞれ当該事業年度における法第72条の2第1項第1号ロ又は第3号ロに掲げる法人に適用される所得割及び収入割の税率を記載すること。
また、標準税率以外の税率で所得割及び収入割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人が、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付する場合には、当該税率によること。
- 3 「控除額㊦」の欄は、次に掲げる事業年度の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。
 - (1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度 「差引㊥」の欄の金額の3分の2に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り上げた金額)
 - (2) 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度 「差引㊥」の欄の金額の3分の1に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り上げた金額)